

連合体を構成する学術研究団体に関する確認書

令和 年 月 日

1 貴連合体を構成する協力学術研究団体のすべてについて、その名称を記入してください。

1		11	
2		12	
3		13	
4		14	
5		15	
6		16	
7		17	
8		18	
9		19	
10		20	

2 貴連合体を構成する協力学術研究団体以外の各学術研究団体について、以下の項目についてそれぞれ、個人会員である構成員の数を記入するとともに、他の各項目につき、その条件を満たしていることを確認の上、該当する箇所に「○」を記入してください。

また、各学術研究団体の会則、役員名簿(男女の別及び所属情報を含む)、設立趣意書及び機関誌を添付してください。

番号	学術研究団体名	構成員の数(人)	図るること(注1)	学術研究の向上と発達を	(注2)の半数以上であること	研究者の自主的な集まり	役員であることが研究	とよつては行われていないこと	運営は研究者自身に	発行していること	学術に関する機関誌を	備考
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												

(注1) 次のようなものは対象外とする。

- ① 一定の思想、主義、主張の普及又は宣伝を主たる目的とするもの
- ② 趣味を目的とする同好者の集まりと認められるもの
- ③ 学術の研究が当該団体又は当該業種の事業目的の従たる目的に過ぎないと認められるもの
- ④ 営利を目的とすると認められた団体及びその附属機関

(注2) 次のようなものは対象外とする。

- ① 国、特殊法人、独立行政法人及び地方公共団体並びにこれらの設置した学校及び附属機関
- ② 学校法人の設置した学校及び附属機関
- ③ ①②の名称を冠したもののうち、実質的に、構成員の資格が特定の大学、学術研究機関その他の団体に所属する者(かつてこれらに所属していたものを含む。)となっているもの
- ④ 団体の研究が、研究者で行われているとは認められないもの

※研究者の具体的範囲は以下のとおりとする。

- ① 大学、高等専門学校、大学共同利用機関等において研究に従事する者
- ② 国立試験研究機関、特殊法人及び独立行政法人等において研究に従事する者
- ③ 地方公共団体の試験研究機関等において研究に従事する者
- ④ 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人等において研究に従事する者
- ⑤ 民間企業において研究に従事する者
- ⑥ その他、当該研究分野について、学術論文、学術図書、研究成果による特許等の研究業績を有する者